

ねん

くみ

なまえ



こうつうあんぜんテスト
(1・2ねんせいよう)



令和2年4月号

ただししいものには○を、まちがっているものには×をかいてください。

- ① どうろに いしやブロックなどを おいてはいけない。



- ② あおしんごうになったので まわりのあんぜんを たしかめずに すぐにわたった。



- ③ どうろの むこうがわで ともだちが あそんでいるのが みえたり ともだちに なまえをよばれたりしたら そのままはしりだしてもよい。



- ④ じてんしゃやは くるまの なかまである。



- ⑤ どうろに ほどうがあるときは ほどうを あるく。



<交通安全テスト>

令和2年4月号

解答・解説 (1・2年生用)

① どうろに いしやブロックなどを おいてはいけない。【○】

A : 石やブロックなどを置いてはいけない。

● 道路交通法第76条第3項（禁止行為（抜粋））

何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

● 交通の方法に関する教則 第1章第4節（道路でしてはいけないことなど（抜粋））

1 道路上で次のような危険なことをしてはいけません。

(4) 道路を壊したり、汚水、ごみ、くぎ、ガラス片などをまいたり、捨てたりすること。

2 道路上に商品などを陳列したり、土砂、材木など交通の妨げになる物を置いたりしてはいけません。

<指導のポイント>

道路上に石やブロック等を置くと、交通の妨害となります。

走行してきた車、単車や自転車がぶつかる交通事故を引き起こす原因となりますので、絶対にしてはいけません。

② あおしんごうになったので まわりのあんぜんを たしかめずに すぐにわたつた。【×】

A : 青信号でも周りの安全を確認してから渡りましょう。

※ 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

※ 道路交通法施行令第2条第1項・第4項（信号機の意味等（抜粋））

赤・・・歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青・・・歩行者は、進行することができること。

黄（青の点滅）・・・歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））

(2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

<指導のポイント>

赤・・・止め。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に右左の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

③ どうろの むこうがわで ともだちが あそんでいるのが みえたり ともだちに なまえをよばれたりしたら そのままはしゃりだしてもよい。【×】

A : 走り出してはいけない。

立ち止まって、左右をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。

● 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき（抜粋））

- (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。
- (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
- 道路交通法第12条（横断の方法）
 - 1 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない。
 - 2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。
 - 道路交通法第13条（横断の禁止の場所）
 - 1 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。
 - 2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。
 - 交通の方法に関する教則 第2章第3節1（横断の場所（抜粋））

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用しましょう。

なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断してはいけません。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険です。また、自転車横断帯には入らないようにしましょう。



歩行者横断禁止

<指導のポイント>

子どもは、興味のあるものや知っている人を見掛けると、急に道路に飛び出すことがあります。
子どもの交通事故の多くが飛び出しによるものです。
家や公園等から出るときには絶対に飛び出さないようにしましょう。
また、道路の向こう側にいる友達に、不用意に呼びかけないようにしましょう。

④ じてんしゃは くるまの なかまである。【○】

A：自転車は車の仲間です。

- 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）
 - ・車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
 - ・自転車は、軽車両に分類される。

<指導のポイント>

自転車は運転免許証がなく誰もが運転出来る乗り物ですが、車の仲間になりますので、自転車にも車の交通ルールが適用されます。
道路標識や信号を守り、安全に自転車に乗りましょう。

⑤ どうろに ほどうがあるときは ほどうを あるく。【○】

A：道路に歩道があるときは、原則、歩道を歩かなければなりません。

- 道路交通法第10条（通行区分（抜粋））

歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

1 車道を横断するとき。

2 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。

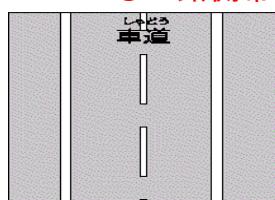
● 交通の方法に関する教則第2章第2節（歩行者の通るところ）

1 歩道や幅の十分な路側帯がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

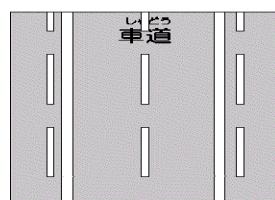
<指導のポイント>

歩行者が通る所は

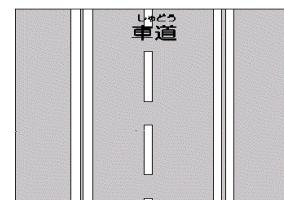
- 歩道
- 路側帯



路側帯
(白い1本線)



駐停車禁止路側帯
(白い1本線と破線)



歩行者用路側帯
(白い線が2本)

○ 歩道も路側帯もない道路では、歩行者は道路の右側端を通ること。

※ ただし、道路工事をしている等、右側端を通行することが危険である場合は道路の左側端に寄って通行することができる。